

奈良県告示第二十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次のように保安林の指定をする予定である旨農林水産大臣から通知があつた。

平成三十年四月十七日

奈良県知事 荒 井 正 吾

一 保安林予定森林の所在場所 吉野郡十津川村大字野尻五五九から五六六まで、五六七の一、五六七の二、五六八、五六九の一、五六九の二、五七一から五八〇まで、五八二、五八三の一、五八三の二、五八四、五八五、五八九、五九〇、五九三の一、五九四、七八三、七九八、七九九

二 指定の目的 土砂の流出の防備

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 次の森林については、主伐は、択伐による。

大字野尻五五九・五六〇・五六七の一・五六九の一・五六九の二・五七二・五七三・五七八・五七九・五八三の一・五八四・五八五・五八九・五九〇（以上十
四筆について次の図に示す部分に限る。）
五六一から五六六まで、五六七の二、
五八八、五七四から五七七まで、五八〇、五八二、五八三の二、五九三の一、五
九四、七九八、七九九

(二) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(三) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(四) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を奈良県農林部森林整備課及び十津川村役場に備え置いて縦覧に供する。）